

GAPチェックリスト【団体】

	No.	取組事項
団体の管理体制すること	(1)	団体の組織体制が確認できる組織図または文書がある。
	(2)	団体を構成する個人農場の情報を登録している。
	(3)	団体と個人農場との間で契約を結んでいる。
	(4)	団体事務局と構成の個人農場との間で役割分担及び実践内容が分かる団体管理マニュアルがある。
内部監査の実施に関すること	(5)	利害関係を排除した内部監査を実施している。
	(6)	内部監査を実施している。
	(7)	内部監査で確認された不適合事項を適切に是正している。
	(8)	団体加入を希望するものに対して、内部監査を実施している。
違反措置に関すること	(9)	構成員の違反措置を適用している。
トレーサビリティに関すること	(10)	団体内でトレーサビリティの仕組みがある。
	(11)	認証された産品は団体内で区別して扱われている。
苦情・異常に関すること	(12)	団体の苦情・異常へ対応できる手順書があり、実施されている。
商品回収に関すること	(13)	商品回収へ対応できる手順書があり、実施されている。
文書管理と記録管理に関すること	(14)	団体管理マニュアルを定期的に見直している。
	(15)	団体審査に必要な記録を保管している。